



入院医療費支援制度のご案内

- ・短期組合員の方も加入できます！
- ・退職後（任期満了後）も75歳まで継続できます！

入院医療費支援制度は、平成25年4月から見直しされた附加給付等を補完する制度です

※参考：平成25年4月からの附加給付等の見直しについて

見直しとなった項目

一部負担金払戻金等

廃止となった項目

入院附加金

災害見舞金附加金

結婚手当金



1. 入院医療費支援制度の特徴

1. 入院時に必要となる自己負担額を補完します。

入院時に必要となる医療費のうち自己負担となる金額を補完します。

2. 保険外診療等に係る費用を補完します。

入院時にかかる準備費用や家族の看護に伴う費用を補完します。

3. 退職後継続の取扱いについて

在職中にご加入いただいた方は、退職後も満75歳6カ月まで継続してご加入いただけます。

4. 配偶者のご加入について

配偶者については、扶養外であっても戸籍上の配偶者であればご加入いただけます。

5. 加入手続きが簡単

簡単な告知内容の確認により加入申込ができます。申込書の記入方法も簡単です。

今年度は9月初旬より加入手続きを予定しております。

申込締切日 **令和5年10月6日（金）**

6. 制度の活用状況

平成27年度発足以降、
13,823件の保険金、給付金をお支払いしています。

（令和5年2月28日時点）



制度内容の照会は「入院医療費支援制度」
照会センターまでお電話ください。

 **0120-660-112**

照会受付期間：令和5年8月28日（月）から令和5年10月18日（水）まで
（受付時間：9：30から17：00 月～金（祝日を除く））

※令和5年10月19日（木）からは請求・相談センター 0120-777-580 までご連絡ください。

入院医療費支援制度のご案内動画が見られます。
ぜひご確認ください！



請求事由が発生した場合

「入院医療費支援制度」
請求・相談センター



0120-777-580

（受付時間 9：30～17：00 月～金（祝日を除く））



登録情報を変更する場合
（住所・電話番号・口座振替情報）

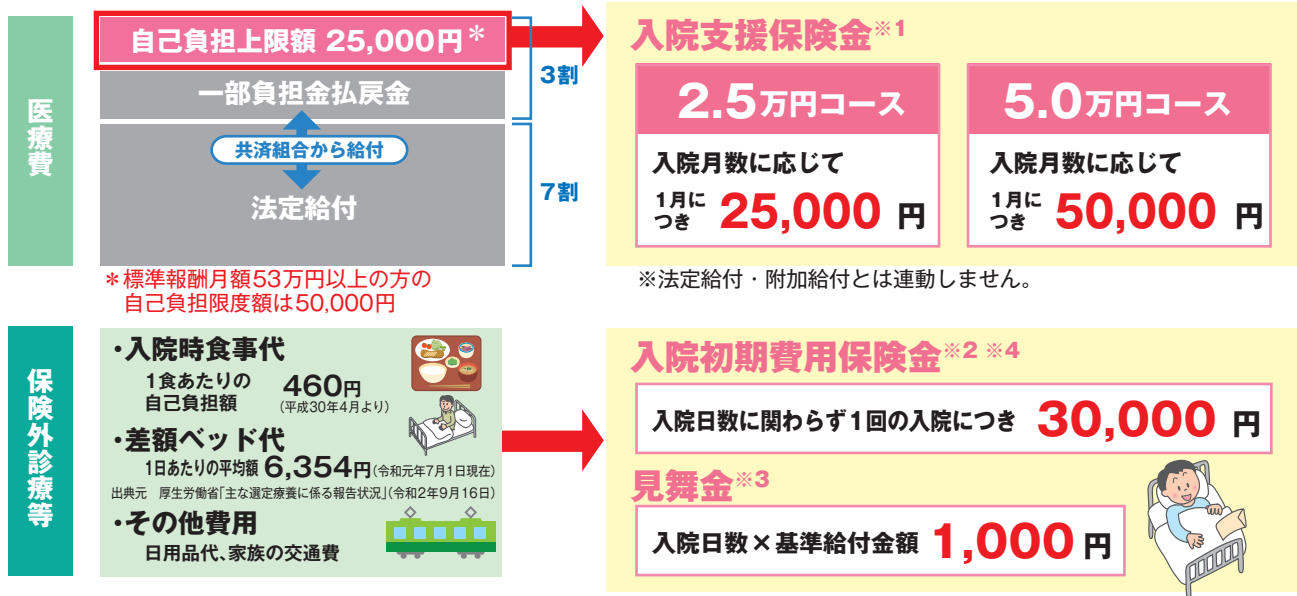


退職・他共済へ転出する場合

異動報告書をご提出ください。

2.入院医療費支援制度の概要

病気やケガで入院をした場合、医療費は高額となる場合があります。共済組合からは医療給付が支払われますが、自己負担は残ることとなります。



- ※1 入院支援保険金[損害保険]…入院月数に応じた給付を行います。(入院日数30日ごとに1月として計算し、30日未満の端日数は切り上げて1月とします。)
- ※2 入院初期費用保険金[損害保険]…入院日数に関わらず1回の入院に対して給付を行います。
- ※3 見舞金(疾病入院給付金、災害入院給付金)[生命保険]…入院日数に応じて基準給付金額の給付を行います。
- ※4 被保険者が入院支援保険金、入院初期費用保険金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった傷害もしくは疾病が同一かまたは医学上重要な関係があるときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- ・「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。
- ・2.5万円および5.0万円コースは見舞金と入院初期費用保険金と入院支援保険金をセットしたものです。
- ・見舞金と入院初期費用保険金と入院支援保険金ではお支払いの対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なります。
- ・それぞれの保障内容、掛金等の詳細はパンフレットをご参照ください。

3.月額掛金 (本人・配偶者共通)

年齢区分	21～25歳	26～30歳	31～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56～60歳
2.5万円コース(円)	541	661	634	605	673	835	1,047	1,367
うち損害保険部分(円)	490	590	560	520	580	710	880	1,130
うち生命保険部分(円)	51	71	74	85	93	125	167	237

- [損害保険部分]** 疾病入院支援特約、傷害入院支援特約、疾病入院初期費用特約、傷害入院初期費用特約付医療保険
[生命保険部分] 家族特約付疾病入院給付特約※付災害入院給付特約※付無配当団体医療保険
 ※疾病入院給付特約(特約の型:1型、入院給付金の型:124日型)・災害入院給付特約(入院給付金の型:124日型)
- [共通]**
- ・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=令和6年3月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
 - ・掛金は年齢により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- [損害保険部分について]**
- ・記載の掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。
 - ・損害保険部分のコースは2.5万円コースの場合“25”、5.0万円コースの場合“50”として管理されます。
 - ・記載の掛金は令和5年3月更新時に比べ、損害率による割引率が30%から15%に変更された掛金です。令和6年3月の掛金については、現時点では確定していません。
- [生命保険部分について]**
- ・記載の掛金は加入者が10,000名以上100,000名未満の場合の掛金です。(加入者が1,000名以上3,000名未満の場合で、56～60歳の掛金は150円上昇します。)
 - ・実際の加入者数に応じて掛金は変動する場合があります。その場合は初回に遡って正規掛金を適用させていただきます。
- 記載の掛金は令和5年3月1日更新時に適用している優良割引率で計算しています。
 なお、今後の本人の加入者数や、給付金のお支払状況の増減等により適用する優良割引率の変更もしくは廃止となることがあります。

既に入院医療費支援制度にご加入されている方へ
みんなのMYポータルの登録をお願いします。

- パンフレットが電子化されています。閲覧の際は、右記二次元コードから「みんなのMYポータル」へアクセスし、下段の団体共通IDよりログインください。
(団体共通ID: **a0000804** パスワード: **orph2138**)

- 令和5年3月より「ご加入内容のお知らせ」は、「みんなのMYポータル」上でのご案内となりました。

加入者の登録にはお客さまIDとアクセスコードが必要です。令和5年2月に配布したはがきシーラーをご確認ください。
 お客さまIDとアクセスコードが不明の方は下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。



新規登録・アクセスコード初期化・
 お客さまID再発行でお困りの方は

〈入院医療費支援制度 照会センター〉

0120-660-112

照会受付期間: 令和5年8月28日(月)から令和5年10月18日(水)まで
 (受付時間: 9:30から17:00月～金(祝日を除く))